

【外部委員未確認】

函館地方裁判所委員会（第 4 1 回）及び函館家庭裁判所委員会（第 4 1 回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

令和 4 年 6 月 2 1 日（火）午後 3 時 0 0 分

2 場所

函館地方・家庭裁判所 5 階大会議室

3 出席者（敬称略）

地 裁 委 員 一戸康人、木原由貴、佐々木学、進藤壮一郎、中村謙三、橋本祐子、星野立子、前原浩明

家 裁 委 員 岩村敏次、京谷弥生、齊藤淳一、澤村洋子、白幡俊一、延廣丈嗣、三國富美子、渡邊圭太

兼 務 委 員 重名卓史、三木素子

庶 務 函館地裁事務局総務課長小林哲

4 議題

要配慮者への対応について

5 議事

(1) 委員長の選任及び委員長代理の指名

ア 互選により三木委員が両委員会の委員長に選任された。

イ 委員長は、地方裁判所委員会の委員長代理として進藤委員を、家庭裁判所委員会の委員長代理として延廣委員をそれぞれ指名した。

(2) 前回委員会の議題（裁判所の IT 化について（民事裁判を中心に））についての委員会終了以降の取組状況の説明

(3) 今回の議題についての裁判所説明

ア 裁判所における要配慮者対応について

イ 対応要領の主な内容

ウ 函館地家裁における対応の実情

(4) 意見交換

別紙のとおり

(5) 次回委員会について

【機密性 2 ・ 公表後機密性 1】

ア 日 時 令和 4 年 1 2 月 1 9 日 ( 月 ) 午後 3 時

イ テーマ 裁判所の調停手続の運営と実情について

以 上

別紙 意見交換の概要

「要配慮者への対応について」

(委員長)

裁判所の取組状況についての御質問や御意見、あるいは委員の皆様の所属団体における取組状況などについて、御発言をお願いいたします。

(委員)

本日は様々な機器を御紹介いただきましてありがとうございました。私もこのような様々な機器があることを初めて知りました。ところで、これらの機器が整備されている部署は刑事部が多いようにお伺いしました。そうしますと、刑事事件で当事者となられた方に手続を正しく理解していただくためということを主眼に整備されているのかなと思われませんが、私が印象として抱くところでは、裁判所で一般の方が最も利用されている部署は、家裁のような気がします。家裁の窓口には多くの方がいらっしゃって、職員の方が様々な対応をされているのを拝見しているものですから、もし可能であれば、家裁の窓口にもこのような機器を整備し、何かあればすぐ使えるようにしていただいた方がよろしいのではという感想を持ちました。

(委員)

本学での要配慮者への対応としては、車椅子用の駐車場やエレベーターの整備や、貸出用の車椅子の用意などが挙げられます。そのような一般的な施設上の対応は実施していますが、裁判所において様々な取組がなされているのを聞いて、正直私も驚いたところです。

本学には保育学科と食物栄養学科という2つの学科が併設されており、私は保育学科に所属しています。短期大学のため、学生は2年で卒業していきませんが、本学における現在の就職率は100%です。そしてその100%の就職先の内訳は、幼稚園・保育園・施設関係がほとんどとなっています。

入学時、すなわち高校生が本学に入ってくる際には、障害の有無に関係なく入学できますが、子供たちの命を守る職場である幼稚園・保育園あるいは施設に就職するという卒業後の進路までを含めて考えると、本学に障害をお持ちの方が入学してくるのは、難しい状況があるのではないかと考えられます。

ただし、中には保育士の資格を取りたいとか、幼稚園の先生の免許を取りたいとの希望を持った学生が入ってくることは、今後も十分に考えられますので、やはり本学としてもそのような準備をしていかなければならないかなと考えています。ただ現状としてはそれほど進

んだ取組はできていないということになります。

(委員)

本学では、バリアフリーの面に関しては、かなり改善されてきています。

本学の中には、社会福祉を専門とする分野や、特別支援学校を専門としている教育関係の分野などが存在し、それぞれの分野の中では充実した機器が使用されていますが、まだ大学全体としてはこのような機器はそれほど導入されていません。

10数年前になりますが、聴覚障害の学生が在学していた際には、学内でサポート態勢を整え、様々な工夫をしながら準備した経験がありますが、最近はそのような事例があまりないため、今回御説明いただいたことなどを参考にして、改めて障害をお持ちの方への対応を少しでも良質なものとしていきたいと思いました。

(委員)

宿泊施設を営んでいる立場で御紹介させていただきますと、まず大前提としてホテルは必ず御予約をいただく形をとっておりますので、お客様が障害をお持ちか否かについては、基本的には予約時にお申出をいただくことが多いのが実情です。

当ホテルの設備としては、貸出用の車椅子、身障者用の駐車場やトイレ、あるいはオストメイト対応トイレといった一通りのものは備えています。

また、障害をお持ちの方に限らず、御高齢のお客様も含めた中で非常に多いお問合せとしては、やはりベッドのお部屋の御希望ですとか、館内移動時の不安に関するものがあります。その類いのお問合せをいただいた際には、例えばエレベーターの近くにお部屋を確保させていただいたり、レストランのお席の確保などにも配慮させていただいております。

また、当ホテルは館内が広く、移動する機会も多いため、迷われるお客様もいらっしゃいます。大体この辺りにお客様が迷われることが多いというスポットは把握しておりますので、そのスポットの存在や、お客様の館内移動が多い時間帯などを考慮した上で、マスターキーを持参して定期巡回を実施させていただいております。

事前にお客様からお申出をいただいた障害の有無に関する情報については、毎日のチェックイン時間前のスタッフミーティングにおいて、御高齢である、脚が少し御不自由である、杖を突かれておられる、車椅子をお持ち込みされますといったお話しをすることにより、スタッフ間で必ず共有した上で対応させていただいているところです。

直接お申出がないお客様も中にはいらっしゃいますが、その場合でもスタッフが実地で確認させていただいておりますので、そこで得た情報を、例えばこのお客様は少し杖を突かれ

ておられるといったような情報を、すぐに追加で情報共有しています。

正にサービス業ですので、全てのスタッフが、歩き方や御年齢も含めて、基本的なお客様の状態を把握するように努めています。

過去には、認知症のお客様もいらっしゃって、御自身がどちらのお部屋に行きたいのかすら分からない事例もありました。

非常にたくさんのお客様に御利用いただいておりますが、ホテル特有の利点としては、全員のお名前と客室番号を把握できているということが挙げられます。その上で、しっかりと配慮ができるように準備を整えておくことを心掛けております。

どちらかという構わないでいただきたいというお客様もいらっしゃいますので、それぞれのお客様の御様子をお伺いしながら、どこまで近づいてよいかなどを、一応マニュアルなども存在しますが、最終的には肌感覚で判断しています。

設備以外の機器関係に関しては、あまり導入ができていないというのが実情でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ホテル側にはあまり機器等を備えていないとのことでしたが、お客様が持ち込みされる機器により、ほぼ対応ができていう状況なのでしょうか。

(委員)

そうですね。お客様御自身で御準備いただくことが多いです。例えば大きいものと、酸素ボンベをお持ち込みされるお客様もいらっしゃいます。その際には、事前にお部屋を決めて、こちらで指定した適切な場所に設置していただくことなどもあります。

また、介助の方といいますか、お連れ様が御一緒にお泊りになれることがほとんどですので、基本的にはお申出をいただかない場合は、あまり近づきすぎないようにしているところ です。

(委員)

市役所の本庁舎の現状としては、視覚障害者用点字ブロックがあります。

カウンターには、車椅子の方の対応ができ、高齢者の方も話しやすい状況を作り出せるローカウンターを整備しています。ほかにも、子育て世帯の方のためのベビーベッドと、多目的トイレがあります。

また、5、6年前から手話通訳を配置しているほか、簡易筆談器を用意しています。

最近では、リノベーションをテーマにして立ち上げられた若者のプロジェクトチームからの意見により、杖置き傘立てという、カウンターのところにシールで貼って杖や傘が置ける

タイプのもを購入しました。同様に若者からの意見で、子育て中の方のために、床におもちゃや絵本を置いて、連れてきたお子さんが遊べるような部屋も作りました。また、数年前に車椅子を利用する職員が採用され、その際には駐車場などについて配慮したことがありました。

(委員)

検察庁でも、車椅子対応のエレベーターやトイレ等を設置し、目が不自由な方についての老眼鏡等の貸出しなども行っております。しかし、裁判所で見せていただいたような機器は揃っていないのが現状です。この原因については、全くの私見ですが、おそらく重度の障害の方が被疑者として来ることは非常に少ないというところがあって、逆にこのような方々が被害に遭われたり、参考人としてお話を聞く場合は、自分自身の経験に照らしてみると、病院や高齢者施設等に出向いて、そこに整備されている機器や設備を利用させていただいたので、今までそれほど支障を感じずにいたためではないかと思われます。ただ、このような方々が当事者になることもあり得ますので、本日御紹介いただいた機器等について、検察庁の方でも導入可能か否かを、今後の執務等の関係で参考にさせていただこうと思っております。

(委員)

当校は特別支援学級が設置されていない公立の中学校ですが、特別支援学級が設置されている小中学校にも、おそらくそれほど機器は整備されていないと思われます。

ただし、同じ公立の学校でも、盲学校・聾学校などでは、お子さんの特性や障害に合わせた専門的な機器が整備されているのではないかと推察されます。

本日御紹介いただいた機器については、教育の現場でも導入して活用できそうなものがありました。実際に導入する際には、同じものを一律に整備していくのではなく、生徒の状態に応じて、各校で個別に導入していくものと思われます。

(委員長)

引き続き、代理人や裁判所利用者の立場から、裁判所にどのような要配慮者対応を期待されているかということについて御意見をお聴かせ下さい。

(委員)

函館地家裁における要配慮者への対応の実情ということで、車椅子利用の当事者の調停で段差のないラウンド法廷を使用した事例や、車椅子と酸素ポンベを利用している当事者の負担を減らすため、調停室を調停室兼控室として使用した事例を紹介していただきました。

私もコロナ禍以前に、酸素ボンベと車椅子を利用している方の調停を担当させていただいたことがありました。その際に、裁判所の窓口の方に非常に柔軟な対応をしていただいたことを思い起こしている中で、機器の整備も大切ですが、やはり対応されている方の配慮であったり、寄り添う気持ちであったり、工夫する努力などの人的な要素の方がとても重要なのではないかと感じました。

御質問ですが、配布資料には、補助犬同伴可能と記載されていますが、実際に目の不自由な方が補助犬を同伴されて来庁された事例というのは裁判所であるのでしょうか。把握されている範囲でお答えください。

(裁判所)

函館では近年、目の御不自由な方が補助犬を同伴して来庁された事例はないという認識です。

(委員長)

配慮が必要な方へ適切な配慮をしていきたいと、裁判所では考えております。

そのためには情報収集が非常に重要となりますので、代理人となられる方におかれては、配慮が必要な方が利用される場合は、御本人の御意向に反していないのであれば、事前に情報提供していただきますように御協力お願いいたします。

(委員)

調停委員として、目が御不自由で足元もおぼつかないという御高齢の女性の事件を担当したことがあります。代理人も付いており、おそらく目が御不自由なことも把握されていたでしょうが、事前に裁判所への情報提供はなされませんでした。その代理人は、おそらくどのように介助すればよいのかが、そもそも分からなかったのではないかと感じられます。

調停の当日、移動に時間がかかる状態であったため、調停室から控室の方まで、調停委員の私が肩を貸したり手を支えたりして移動を手伝いました。もし、申立てを受ける段階で、例えばこのようなハンディキャップがあるので裁判所でこのような御配慮をお願いしたいといった事前の情報提供さえあれば、先ほど御紹介のあった調停室を調停室兼待合室とするような理想的な対応を速やかに実現できていたのではないかと感じられます。

また、調停の場では、笑顔でこちらの説明を聞いてくださっているように見えるところ本当は聞こえていないのではないかな、というような方もいらして、その際には、大丈夫ですか、お話が聞こえていますか、などとお声掛けをしていますが、聞いていただくためには我々がもっと工夫してお声掛けする必要があるのではないかと感じています。

本日、機器を拝見し、いろいろなお助けグッズがあるということもわかりましたので、今後はそれらの利用も考えてみたいと思っています。

それから、これは本日のテーマの範囲に含まれているのかが判断できませんが、配慮を要する当事者ということでは、精神疾患を持っておられる方もいらっしゃいます。そういった方の調停において、一番最後のクライマックスといいますか、調停で決まったことを各々にお伝えする場面で、もう一方の当事者から同室を拒否されたため、その拒否した当事者のお部屋に移動して私たちが説明している間に、拒否された側の精神疾患を持っている当事者がお部屋に独りぼっちにされそうになったことがあります。しかしそうなった場合の様子に心配になり、最悪の場合は窓から飛び降りられてしまうのではないかと不安を感じたため、結局誰かがそばにずっと付き添ったといった経験もしました。

(裁判所)

ただいま委員から御紹介いただいた事例のように、事前の情報がない中で配慮を必要とされている方が裁判所に来庁された場合、あるいは手続の途中で配慮が必要なのではないかと感じられた場合には、その時点で書記官室に必ず御連絡ください。書記官室と総務課が連携して速やかに必要な対応をさせていただきます。

また、別の委員の方から、家裁にも機器を整備すべきではないかという御提案をいただきましたが、これらの機器につきましては、刑事裁判で使用することが少なくないために、刑事部に整備されているところです。職員に機器の種類、設置場所を周知し共有しておりますので、家裁において必要と考える機器があれば、整備されている部署にすぐに借りに行って、対応しているところです。

(委員)

例えば、遺産分割調停などで、当事者に送付する照会書には、進行上伝えておきたいことがあればそれを記載できる欄があったはずですが、そこに、配慮が必要な事情があればそれを記載してくださいとか、あらかじめ事情を記載していただければ裁判所の方で対応させていただきます、といったようなことが、もっとはっきりと理解できるように書いてあれば心おきなく利用できるのではないかと思います。

(委員長)

今後も適切に対応していくためには、機器の整備だけではなく、何と云っても人的な面が重要となりますので、裁判所における職員の意識涵養のためにはどのような取組をすることが効果的であるかについて、アドバイスをいただけないでしょうか。

(委員)

先ほど御説明いただいた中に、社会福祉協議会の講座を受講されたという説明がありました。おそらくノーマリー教室を体験していただいたのかと思われますが、それに関連して社会福祉協議会の御説明をさせていただきます。

当会は、地域福祉を推進する団体ということで、様々な取組をしております。福祉教育の面での事業、あるいは専門家からボランティアの育成などの事業を実施しています。先ほど、働く人の寄り添う気持ちが大切というお話しをされていた委員の方がいらっしゃいましたけれども、そのような人材の育成という観点からも様々な事業に取り組んでおります。最近ですと、サロンなどを開催しまして、様々な人が立ち寄りコミュニケーションを取り合っている、例えば災害が起きたときや困ったときに、相談に乗れる人を増やしていくという取組ですとか、その他にも、地域住民による安否確認という見守り活動なども行っております。そのような気付きができる人たちを増やしていきたいと考え、人材育成の方にも力を入れているところです。

(委員)

町会長としての立場から申し上げますと、社会福祉協議会からの引受事業である在宅福祉の関係で集まった高齢者を相手に口頭で連絡する際には、前列からも後列からも不満が出ないようにするための適切な声量の選択に難儀します。同様に、紙面で連絡する際にも、字の大きさなどについて不満が出ないように注意しています。また、函館市から災害時の支援態勢を町会に作り上げていただきたいとの依頼がありましたが、その依頼を受ける側の町会のメンバーの多くが高齢で支援を必要としているような状況です。

本日は、機器の紹介や対応状況の説明などを聞いている中で、裁判所も本当に大変だなと思いつつ同時に感心しておりました。本当に豊富な知識を持っていなければ、一人の人間を満足させることは難しいのではないかなとも思いました。

スーパーの障害者用の駐車場に健常者が車を停めているような場面を目撃することがあります。こういったことを是正するためにも、裁判所において要配慮者対応を実施していることなどを周知していただき、皆さんが学ぶ機会を増やしていただいた方がよろしいかと思っております。

(委員長)

貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

委員の皆様からいただいた御意見や情報は、今後、裁判所の更なる運用改善を図る上で

【機密性 2 ・ 公表後機密性 1】

参考にさせていただきたいと思っております。

以 上